

「近江八幡市文化振興条例」（案）に対するご意見の募集について

「近江八幡市文化振興条例（案）」に対する、市民の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 公表する資料

「近江八幡市文化振興条例（案）」

2. 資料の公表場所

- ① 近江八幡市ホームページ
- ② 市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎1階）
- ③ 総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所2階）
- ④ 総合政策部 文化観光課（近江八幡市役所2階）

3. 意見の募集期間

平成25年10月25日（金）から平成25年11月15日（金）まで 《必着》

4. 意見の提出方法及び提出先

- ① 郵 送 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市 総合政策部 文化観光課
- ② ファックス 0748-32-5032
- ③ 電子メール 048200@city.omihachiman.lg.jp

※上記の「資料の公表場所」（総合政策部文化観光課を除く）では提出いただけません。

5. 意見を提出できる方

- ① 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- ② 近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

6. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市 総合政策部 文化観光課
電 話：0748-36-5529
ファックス：0748-32-5032
Eメール：048200@city.omihachiman.lg.jp